

(照会先)

社会保険庁運営部年金保険課

本間、中山（内線 3648）

電話（代表） 03-5253-1111

（直通） 03-3595-2811

平成21年1月19日

社 会 保 険 庁

社会保険事務所における年金再裁定の事務処理状況等について

標記について、別添のとおり公表いたします。

(参 考)

社会保険事務所において、年金受給者から再裁定の申出を受け付けてから社会保険業務センターに進達するまでの事務処理は、通常、申出を受け付けた社会保険事務所において行いますが、

- ① 新たに判明した年金記録を統合する作業や、判明した期間が他の期間と重複するケースにおける補正作業などを伴うものであること、
 - ② 再裁定を申し出られた社会保険事務所と勤務していた事業所を管轄する社会保険事務所が異なる場合には、重複する期間の補正を事業所を管轄する社会保険事務所で行う必要があること、
 - ③ 昨今、再裁定の申出件数がかなりの数にのぼっている状況もあること、
- などから、社会保険業務センターへの進達までに、一定の期間を要しているものです。

社会保険事務所における年金再裁定の事務処理状況等について

I 社会保険事務所における再裁定の申出受付から社会保険業務センターへの進達までの期間等について

1. 社会保険事務所における再裁定の申出受付から社会保険業務センターへの進達までの処理期間

全国平均	2.0か月	(社会保険事務局別内訳)	
		1か月未満	18事務局
		1か月以上2か月未満	15事務局
		2か月以上3か月未満	8事務局
		3か月以上	6事務局

※ 上記の期間は、平成20年12月における各社会保険事務所での一般的なケースに係る再裁定の申出受付から社会保険業務センターへの進達までの期間として、社会保険事務局を通じて報告があった数値によるもの。

2. 社会保険事務所において受け付けた再裁定の申出のうち社会保険業務センターへの進達が行われていないものの状況について

(1) 社会保険業務センターへの進達が行われていない申出の件数

平成20年	9月末時点	23.4万件
	10月末時点	19.8万件
	11月末時点	16.0万件
	12月末時点	11.8万件

(2) 平成20年12月末時点における社会保険業務センターへの進達が行われていない申出に係る申出受付からの経過期間別内訳

1か月未満	3.4万件
1か月以上2か月未満	1.9万件
2か月以上3か月未満	1.2万件
3か月以上4か月未満	1.2万件
4か月以上5か月未満	0.9万件
5か月以上6か月未満	1.0万件
6か月以上	2.2万件

Ⅱ 年金記録の訂正から年金支払までに要する期間にかかる社会保険事務所での説明状況について

1. 年金記録の訂正から再裁定のため社会保険業務センターへの進達を経て支払が行われるまでに要する期間（直近5年間の支払分）についての説明状況

概ね12か月と説明している事務所	134事務所（43%）	} 計86%
概ね8～12か月と説明している事務所	56事務所（18%）	
概ね6～12か月と説明している事務所	41事務所（13%）	
概ね10～12か月と説明している事務所	30事務所（10%）	
概ね9～12か月と説明している事務所	7事務所（2%）	
その他	44事務所（14%）	

【 参 考 】

最も短い期間でご案内しているもの（概ね6か月）	2事務所
最も長い期間でご案内しているもの（概ね12～18か月）	4事務所

2. 初回の支払があつてから、年金時効特例法に基づく給付が行われるまでに要する期間についての説明状況

概ね6か月と説明している事務所	84事務所（27%）	} 計75%
概ね3～4か月と説明している事務所	78事務所（25%）	
概ね4～6か月と説明している事務所	29事務所（9%）	
概ね3～6か月と説明している事務所	26事務所（8%）	
概ね5～6か月と説明している事務所	16事務所（5%）	
その他	79事務所（25%）	

【 参 考 】

最も短い期間でご案内しているもの（概ね2～3か月）	5事務所
最も長い期間でご案内しているもの（概ね12か月）	6事務所

※ 上記における割合はそれぞれ四捨五入によつてゐるので、端数において合計とは合致しない場合もある。